



## 第22号の内容

「子どもを事故から守る！プロジェクト」  
もうけ話にご用心！  
近畿財務局多重債務巡回相談のお知らせ  
食の講演会のお知らせ  
貸出ビデオのご案内

## 「子どもを事故から守る！プロジェクト」

子どもは、親や周りの大人にとって思いがけない行動や反応をすることで、様々な「不慮の事故」に巻き込まれることが少なくありません。そこで、消費者庁では、子育て世代の保護者に積極的に情報提供するため、「子どもを事故から守る！プロジェクト」として、下記のとおり携帯サイト等を開設しました。



### 「子ども安全メール from 消費者庁」

子どもの事故の豆知識的な情報を伝えるメール配信サービス。原則週1回木曜日に配信。

🌸 2010年12月16日配信 Vol.14 🌸 から

#### 【大人のあなたが加害者？ ～パワーウインドの事故～】

子どもの指などがパワーウインドに挟まれる事故。子どもの指の切断に至った大変なケースもあります。

実は、意外にも、このような事故のほとんどが、大人が操作して起きているのです。

特に、運転席の大人が、後部座席の窓を操作して事故に至るケースが多くなっています。

運転中は、後部座席を直接見ることは危険ですが、操作前に「窓を閉めるよ」「危ないから窓に近づかないで」と一声かけるだけで、多くの事故が防げます。

また、チャイルドシートを使っていれば、幼児の手は窓の上端に簡単には届きません。チャイルドシートの使用は5歳児までは義務。必ずご使用ください。



そして、子どもが自分で操作しないように、ロック機能も使ってください。

あなたが加害者にならないように、《一声》と《チャイルドシート》お忘れなく！

## 携帯サイト

消費者庁の携帯サイトから「子どもを事故から守る！プロジェクト」に進むと、

「安全チェックリスト」・・・クイズ形式で子どもの安全をチェック

「ワンポイントアドバイス」・・・子どもの年齢ごとに注意すべき点をアドバイス

「あなたのお子さんは安全？」・・・起こりやすい事故とその対処法の紹介

「子ども安全メール登録」（過去に配信済みのメールも見られます。）

が掲載されています。手軽にお役に立つ情報が入手できますので、ぜひみなさんも登録しましょう。



携帯サイト <http://www.caa.go.jp/m/>

消費者庁

携帯サイト

QRコード



パソコン用ホームページ <http://www.caa.go.jp/kodomo/>

# もうけ話にご用心！



「上場すれば必ずもうかる」などのセールストークで未公開株

の購入を勧誘され、お金をだましとられる被害が増えています。

ほかにも、私募社債やファンド、イラクディナール、スーダンポンドなどを買っておけば、今に値上がりするという外国通貨（実際には国内では換金困難）、水資源は大切と説き水資源の権利を勧誘する等々です。

## こんなふうに使われます！

### 複数の業者が登場する

A社が電話で「上場間近」などと勧誘した後、B社が電話をかけてきて「その株は値上がり確実、買い取りたい」と言う。A社と契約後、B社に連絡しても連絡がつかなくなっている。複数の人物が共謀する「劇場型」の手口が増えています。



### 被害の回復をうたう

未公開株を購入したことがある人に、「過去に購入した未公開株を買い取って被害回復をしてあげる」などと電話をかけ、被害回復の条件として、別の未公開株などの購入を求めますが、購入代金を払っても買い取りされないなど、二次被害が拡大してしまいます。

### 金融庁などの公的機関をかたる

消費者庁や消費生活センター、金融庁などの公的機関を装って、「未公開株の被害の調査をしている」などと電話があり、「実は 社の未公開株の勧誘を受けたのですが・・・」と話すと「 社なら大丈夫」と安心させる手口です。

## 被害に遭わないための注意点

- ・不特定多数の人に未公開株や私募社債などの取引を勧誘することは、通常考えにくいものです。電話での勧誘などには、**すぐに応じないこと**。少しでも不審な点がある場合は、取引しないようにしましょう。
- ・「値上がり確実」などと言われても保証されるものではありません。**もうけ話を安易に信じてはいけません**。
- ・特に高齢者を中心にトラブルが発生しています。周囲の人たちは普段から注意をし、問題が起こったときは相談機関の窓口へ連絡してください。



## 困ったときは

- ・不審な勧誘を受けたときには、消費生活センターや金融庁などの相談窓口へ情報を提供ください。被害に遭っていない場合でも、皆さんからの情報提供が、新たな被害の防止につながります。
- ・未公開株などを購入した後に、被害にあったことに気づいた場合は、最寄りの警察に相談してください。



滋賀県消費生活センター

0749 - 23 - 0999

金融庁・金融サービス利用者相談室

0570 - 016 - 811

---

## 近畿財務局多重債務巡回相談

相談費用無料

日時：3月24日(木) 会場：大津財務事務所(大津市御陵町3-5)

予約・問い合わせ先：大津財務事務所 総務課(077-522-3765)



### 食の講演会

食品表示・食品添加物・遺伝子組み換え食品  
気になる食品のあれこれ

日時：平成23年3月17日(木) 14:00~15:30

会場：ピアザ淡海 大会議室 (大津市におの浜1丁目1-20)

講師：至学館大学栄養科学科教授 小塚 諭(こづか さとし)さん

定員：100名 参加料：無料

食の安全に関することについて事例をあげてわかりやすくお話しいたします。

予約・お問い合わせ：滋賀県 県民生活課(077-528-3412)まで



# 貸出ビデオのご案内

消費生活センターでは、消費者問題啓発を目的として消費生活に関するビデオやDVDの貸出を行っています。おすすめのビデオを紹介しますので地域での学習会や集いにご活用ください。貸出のお問い合わせは、消費生活センター 0749-27-2234 までどうぞ。

## おすすめビデオの紹介

### 悪質業者の視点（高齢者向け DVD 24分）

“だます側”の視点を盛り込み、悪質業者の手口をリアルな再現ドラマで紹介。途中で選択肢の出題があり、学習会にピッタリの内容です。

### しまった！こまった！だまされた！（若者向け DVD 25分） 今年度人気NO.1

親しみやすいアニメーションで、ネットオークション、マルチ商法を例に、契約トラブルの回避方法と対処方法を学習いただけます。授業や新入社員研修にオススメです。

### ケータイ・ネット社会の落とし穴（小中学生向け DVD 25分 3枚組）

ケータイを持つ前に、まず便利さの裏に潜む危険性を知っておきましょう。

## 今年度の新規購入ビデオ

### 東京都消費生活総合センター作成

断るチカラの磨き方（知的障害や発達障害のある方向け DVD 本編21分 練習6分）

ネットのトラブル、ブルブル！（中学生向け＜アニメ＞ DVD 19分）

悪質商法捕物帖（高齢者とその周りの人向け DVD 24分） ほか

### NHK新家庭科ベストセレクション

消費生活とトラブル防止／環境と共生する暮らし／朝食と生活習慣の科学／日本の住居（全4本、DVD各20分）

ビデオはこのほかにも各種そろえていますので、どうぞご活用ください。

貸出ビデオのリストは滋賀県消費生活センターのホームページの「消費者学習支援」(<http://www.pref.shiga.jp/c/shohi/>)に掲載しています。

「暮らしのかわら版」第22号（平成23年3月発行）

### 滋賀県消費生活センター

〒522-0071 彦根市元町4-1 TEL 0749-27-2234 FAX 0749-23-9030

ホームページ <http://www.pref.shiga.jp/c/shohi/> （パソコン）

<http://www.pref.shiga.jp/mobile/shohi/> （携帯端末）



次号は、平成23年5月上旬に発行予定です。